

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

国際比較にみる 日本の労働生産性水準

◆12月20日に出た調査結果

「労働生産性の国際比較 2017 年版」(公益財団法人日本生産性本部)が昨年 12 月 20 日に出されました。

政府が生産性向上に向けた各種の施策を展開している中で、日本の労働生産性が国際的にみてどのあたりに位置しているのかを、調査結果で明らかにしています。

◆そもそも「労働生産性」とは？

労働生産性とは、「労働者 1 人当たりで生み出す成果、あるいは労働者が 1 時間で生み出す成果を指標化したもの」です。

労働生産性は、「付加価値額または生産量÷労働投入量(労働者数または労働者数×労働時間)」で表され、労働者の能力向上や経営効率の改善などによって、労働生産性は向上します。

◆日本の時間当たり労働生産性は 20 位

2016 年の日本の時間当たり労働生産性は 46 ドル

(4,694 円/購買力平価換算)。順位は OECD (経済協力開発機構) 加盟 35 カ国中、昨年と同様の 20 位となりました。

上位は、1 位アイルランド (95.8 ドル)、2 位ルクセンブルク (95.4 ドル)、3 位ノルウェー (78.7 ドル) と続いています。OECD の平均は 51.9 ドルです。

日本の労働生産性は、6 位の米国 (69.6 ドル) の 3 分の 2 程度の水準で、主要先進 7 カ国 (フランス、米国、ドイツ、イタリア、カナダ、英国、日本) でみると、最下位の状況が続いています。

◆日本の 1 人当たり労働生産性は 21 位

2016 年の日本の就業者 1 人当たりでみた日本の労働生産性は、81,777 ドル (834 万円/購買力平価換算)。順位は、OECD 加盟 35 カ国中 21 位となりました。

上位は、1 位アイルランド (168,724 ドル)、2 位ルクセンブルク (144,273 ドル)、3 位米国 (122,986 ドル) となっています。OECD の平均は

92,753 ドルです。

日本の労働生産性は、就業 1 時間当たりと同様、就業者 1 人当たりでみても、主要先進 7 カ国で最も低い水準となっています。

◆日本の製造業の労働生産性は？

日本の製造業の労働生産性(就業者 1 人当たり)は 95,063 ドル (1,066 万円/為替レート換算)。日本の順位は 14 位で、米国 (139,686 ドル) の 7 割程度の水準となっています。

「学校における働き方改革」の動向と今後の課題

◆昨年 12 月に緊急対策を公表

文部科学省は、深刻化している学校教員の長時間労働問題について、昨年 12 月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」公表しました。

以下はその柱となる 4 点です。

(1) 学校・教師の業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

(2) 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(4) 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

◆役割分担をして業務の負担を軽減

文部科学省は、具体的な方策として、これまで教員が担っていた放課後の見守りや給食費の徴収、部活動の顧問等の業務を、地域との連携や外部の人材を活用して負担を軽減させているとありますが、これにより、本来の業務に集中することができます。

同省では、業務の範囲を明確に示したモデル案の作成、労働時間の上限の目安を含むガイドラインを検討しています。また、来年度には、教員の業務量を一元的に把握する部署を文部科学省内に新たに設置することを明らかにしました。

◆適正な勤務時間管理が必要！

文部科学省が実施した「教員勤務実態調査（平成28年度）（速報値）」によると、教員の勤怠管理を「タイムカード等で記録している」と回答した学校は、小学校で10.3%、中学校で13.3%、「校務支援システムなどICTを活用して記録している」と回答した学校

は、小学校で16.6%、中学校で13.3%にとどまっており、いまだに点呼や自己申告で対応している学校があるのが現状です。

これについて、同省の中央教育審議会は昨年8月、「自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより労働時間を客観的に把握し、集計するシステムを直に構築するよう努めることが必要」と提言しました。

今後は、「学校における働き方改革」の実現に向け、まずは教員の業務の明確化や労働時間をタイムカード等で把握することにより、長時間労働の削減へとつながることが望まれます。

2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

16日

- 所得税の確定申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]
- ※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第4期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～